

第四十回 参議院通信委員会會議録第二号

昭和三十七年二月六日(火曜日)

午前十一時十五分開会

委員の異動

一月二十四日委員黒川武雄君辞任につき、その補欠として安部清美君を議長において指名した。

一月三十日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として久保等君を議長において指名した。

二月一日委員森中守義君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

委員長の異動

一月二十四日白井勇君委員長辞任につき、その補欠として安部清美君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 安部 清美君
理事 鈴木 恭一君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

新谷寅三郎君
寺尾 豊君
谷村 貞治君
久保 等君
永岡 光治君
光村 甚助君
山田 節男君
奥 むねお君

国務大臣

郵政大臣 迫水 久常君

政府委員

郵政事務次官 大高 康君
郵政大臣官房長 金沢 平蔵君
郵政省監査局長 田中 鎮雄君
郵政省郵務局長 西村 尚治君
郵政省貯金局長 荒巻伊勢雄君
郵政省簡易保険局長 板野 孝君
郵政省電波監理局長 西崎 太郎君
郵政省経理局長 佐方 信博君
郵政大臣官房人事部長 長田 裕二君
日本電信電話公社総裁 大橋 八郎君

本日の会議に付した案件

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(郵政省の所管事項に関する件)

(日本電信電話公社事業概況に関する件)

○委員長(安部清美君) それでは、たいへんお待ちいたしましたでしたが、ただいまより開会いたします。

私、一言ごあいさつ申し上げます。今回、皆様方の御推挙によりまして通信委員長に選任されましたが、御承知のとおり、まことに不敏浅才でございますし、また、こういうことには全く不なれでございますので、はたしてその重責を果たし得るかどうかが非常に心配いたしておる次第でございます。

幸い、委員先輩各位は、本委員会所管事項につきましても特に御経験も深いし、いわゆるベテランである方ばかりでございます。私には皆様の御厚情にすぎり、援助をいただきまして、公平に誠心誠意をもって本委員会の運営に当たりたいと考えておる次第でございます。

申し上げるまでもございませんが、本委員会において取り扱います諸般の問題は、国民生活に直結する重要事項のみでございますので、委員会運営を通じて少しでもお役に立ちたいと考えておる次第でございます。何分の御指導と御鞭撻とを賜りますよう、切にお願いいたしまして、簡単にございますが、ごあいさついたします(拍手)

○委員長(安部清美君) 審議に入りまして前に、一月三十日における通信委員会委員長及び理事打合会の決定事項のおもな点を御報告いたします。

定例日につきましては、従来どおり、衆議院通信委員会のはうが水、木の二日、午前十時三十分開会となっております。関係上、毎週火曜日の午前十時及び木曜日の午後一時より開会することになりました。付託議案につきましては、当日の会議に付するか否かにかかわらず、公報に掲載しておくことにいたしました。次回の委員会においては、本院先議の郵便貯金法の一部改正案の提案理由の聴取、郵政大臣所管事項概要説明聴取、電電公社事業概況説明聴取等を行なった後、できれば所

管事項等につき質疑に入る等の申し合せがございました。

以上、簡単に御報告いたします。

○委員長(安部清美君) 次に、委員の変更について御報告申し上げます。

一月二十四日、黒川武雄君が委員を辞任せられました。その補欠に私が選任されました。一月三十日、永岡光治君が委員を辞任せられました。その補欠に久保等君が選任せられました。二月一日、森中守義君が委員を辞任せられました。その補欠に永岡光治君が選任せられました。

○委員長(安部清美君) 次に、本付託となっておりまして郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明をお願いいたします。迫水郵政大臣。

○国務大臣(迫水久常君) ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額を引き上げることと内容とするものであります。

現在、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額は三十万円であり、最近における郵便貯金の利用者の所得及び貯蓄保有額の伸びの状況、財政投融資の原資の確保などの面から見まして低きに過ぎると考えられますので、これを五十万円に引き上げて、預金者の利便と郵便貯金の増強をはかりたいとするものであります。

また、貯金総額の制限額を引き上げに伴いまして、積立郵便貯金の一回の預入金額につきましては、現行の百円以上一萬二千元以下を、百円以上二万円以下に改め、定額郵便貯金及び定期郵便貯金の預入金額につきましては、現行の三千円及び三万円を廃止して、新たに十万円を設けようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいよう御願ひ申し上げます。

○委員長(安部清美君) 本案につきましては、本日のところ提案理由の説明聴取のみにとどめておきたいと思っております。

○委員長(安部清美君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず、郵政大臣より所管事項の概要について御説明をお願いいたします。

○国務大臣(迫水久常君) 郵政省所管行政の現況等につきまして概略御説明申し上げます。

まず、昨年末の全通の年末闘争におきましては、一時は大量の郵便物の滞貨が発生いたし、年賀郵便の配達につきましても、かなりのおくれが出るのではないかと憂慮されたのであります。が、十二月十五日に至り、組合との交渉が円満に解決することができまして、郵便業務の運行も例年になく好成績をおさめることができたのであります。

これは当委員会委員各位の御配慮に負うところが、きわめて大きいのでありまして、ここに深く感謝申し上げる次第であります。

郵便の運送問題につきましては、今後とも事業の進行計画並びに諸施設の改善を推進いたしますとともに、郵便業務の正常化をはかるためには労使関係の正しいあり方を確立することが何よりも肝要であると存じますので、今後労使関係の正常化には格段の配慮をもって努力して参りたいと考えます。

次に、今国会に提出または提出を予定いたしております法律案について申し上げます。

その一は、簡易保険郵便年金福祉事業団法案であります。その内容は、簡易生命保険及び郵便年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうため、簡易保険郵便年金福祉事業団を設けようとするものであります。

その二は、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。ただいま御説明いたしましたとおり、その内容は、郵便貯金の一の預金者の総額制限額を、三十万円から五十万円に引き上げようとするものであります。

その三は、郵政省設置法の一部を改正する法律案であります。その内容は、大臣官房人事課を人事局に改め、電波監理局の次長及び監視長を廃して三部を置くほか、付随機関として十五人以内の委員で構成される臨時放送関係法制調査会を置くとともに、法律定員百一名の増員をはかろうとするものであります。

ただいまのところ、今国会に提出いたしました法律案は、以上の三件でございます。

さいます。このほかにも目下検討中のものもございます。これらにつきましてもは後ほど御審議をいただくことになると思存しますが、その節は、何とぞよろしく御願い申し上げます。

次に、郵便貯金及び簡易保険について申し上げます。

郵便貯金におきましては、ただいままでのところ順調に増加いたしております。その現在高は約一兆三千億円で、財政投融資資金の源泉として重要な役割を果たしております。三十七年度におきましては、新たに千五百五十億円増加を目標として諸施策を講じ、その完遂をはかる所存であります。

また、簡易保険、郵便年金事業におきましても、おおむね順調な伸長を見せており、簡易保険の契約現在高は二兆二千五百億円に達し、その資金総額は八千三百億円に達しております。

これらの資金は地方公共団体、政府機関等に融資され、国民生活の安定と、わが国経済の発展に大きく貢献いたしております。今後ともますますその普及向上と国家財政資金の確保をはかりたいと考えております。

次に、電波関係について申し上げます。

超短波放送、いわゆるFM放送に関する関心が非常に高まって参りました。現在開設申請は、百五十三社、三百二十二局の多きに達しているのがあります。御承知のようにFM放送は、放送として最後の媒体といわれており、これが取り扱いは、慎重に対処して参る所存であります。

昨年九月十六日、省内にFM放送調査会を設けまして審議を重ねております。

すが、できるだけ早く結論を得るよう努力いたしたいと考えております。

テレビジョン放送の難視聴救済の一環として、VHF帯の割当が困難な地域に對しましてはUHF帯の割当を考慮いたしております。この割当のための技術的資料を得るため、昨年十二月一日、日立市に日本放送協会の実験局を設け、調査、研究を進めております。近く大津市においても実験を行なう。一そう的確な資料を収集し、これをもとにしてUHF帯のチャンネルプランを作成することとしたいと考えております。

次に、放送の外国混信及び難聴対策についてであります。標準放送に對する外国混信のため特に被害程度が高い地域及び現在なお標準放送が及んでいない地域に對する救済をはかるため、去る十二月七日および十二月二十二日の二回にわたり周波数割当計画表の修正を行ないました。

次に、テレビジョン放送につきまして申し上げます。

テレビジョン放送用周波数割当計画表を補完し、難視聴区域を救済するため、いわゆる第二次プランの修正を十二月二十二日に行ないました。

次に、日本放送協会昭和三十一年度の事業計画及び収支予算等につきましては、同協会からの提出を待つて検討の上、できるだけ早い機会に御審議をお願いするようになしたいと存じております。

次に、電気通信行政について申し上げます。

ここ数年米懸案となつております太平洋ケーブル設置の問題につきましては、このほどようやく日米関係者にお

いて本ケーブルの建設及び保守に關する協定締結について必要な手続きを終り、政府としては、これについてすでに認可を行ない、本ケーブル問題は、今後当初の予定に従い、一九六四年七月完成を目途として、いよいよ建設準備の段階に入る次第であります。

なお、わが国としましては、太平洋ケーブルに引き続いて東南アジア諸国との間にも、この種ケーブルを設置することが望ましいと考えております。

これにつきましては、かねて国際電気通信連合関係会議において取り上げられていた本ケーブル建設の構想に關し、その実現の可能性について関係諸国政府とも協力して、その検討を開始することにいたしましたと思っております。

次に、有線放送電話関係について申し上げます。

有線放送電話は、昨年度中に施設数にして約四百、加入数にして約三十四万増加しております。昨年十一月末現在、施設数にして約二千四百、加入数にして約五百五十万加入に上つております。いまだ有線放送電話を設置してない市町村においても、その需要は相当多く、また、電電公社との接続、有線放送電話設備相互の接続等、制度の改善に關する要望は強いのであります。

したがいまして、郵政省といたしましては、有線放送電話の現状と農山村におけるその有用性にかんがみ、昨年来その改善普及についていろいろ調査研究を進めて参りましたが、来年度は、さらにこれを推進するよう努力して参りたいと存じます。

次に、日本電信電話公社の事業計画並びに予算案について申し上げます。

昭和三十一年度におきましては、六十万電話加入の増設を行なうほか、公衆電話増設一万九千個、市外回線増設二百五十四万五千五百キロ、電話局建設四百六十局等の施設増によりまして、電信電話拡充五カ年計画の最終年度の完遂をはかるとともに、第三次五カ年計画の基礎を固め、一そう電信電話の拡充とサービスの向上を推進いたしたいと考えております。

なお、その予算の概略を申し上げます。損益勘定におきましては、収入は三千二百四十四億円、支出は二千五百五十一億円、収支差額の六百九十三億円は建設財源及び債務償還に充てられることになっております。

建設勘定におきましては、総額二千二百億円で、この財源は自己資金一千二百六十三億円、外部資金八百三十九億円を予定しております。また、この支出の内訳を申し上げますと、一般拡張工程に一千九百八十五億円、町村合併に伴う電話サービス改善等に五十一億円、農山漁村電話普及特別対策に十六億円となっております。

次に、郵政省所管の昭和三十一年度予算案について申し上げます。

まず、郵政事業特別会計の歳出予算総額は二千五百四十二億一千三百三十五億四千円に比べて三百六億七千三百三十三億四千円に減少しております。

このうちには収入印紙等を一般会計へ繰り入れる、いわゆる通り抜けとなる業務外支出六百二十九億七千一百一十億円がありますので、これを差し引いた実体的予算、すなわち郵政業務運営に

必要な予算は一千九百十二億四千二百
万円、郵便局舎等の建設費の財源のた
めの借入金三十三億円の資本収入
十九億九千六百万円に比べて百八十二
億四千六百万円の増加となつておりま
す。この増加の中には、特に明三十七年
度予算の最重要施策としておりますと
ころの業務正常化を推進するための定
員増員一万五千二百二十二人及び郵政
窓口機関の増置として無集配特定局二
百局、簡易郵便局八百局を新設するほ
か、簡易郵便局手数料を、ほぼ倍額に
引き上げることとし、これに要する経
費、並びに郵便局舎二百六十二局の新
増築及び業務正常化のための機械化計
画推進に伴う所要経費が含まれており
ます。

なお、明三十七年度の建設勘定予算
は六十四億八千六百万円で、三十六年
度に比べて八億四千万円の増加となつて
おります。

また、新たに設立したいと考
えております簡易保険郵便年金福祉事業
団につきましては、政府の出資金四億
三千八百万円、交付金四億四千二百万
円と事業収入五千万円とをあわせて合
計九億三千百万円の規模で運営すること
といたしております。

歳入予算総額は歳出予算と同額の二
千五百四十二億一千三百百万円で、三十
六年度予算額二千二百三十五億四千万
円に比べて三百六億七千三百百万円の増
加となつております。

この歳入の内訳は、郵便、郵便為
替、振替貯金等の業務収入及び他会計
から委託されました業務の運営費に充
てるための受入収入等で一千八百六十
七億六千万円、収入印紙収入等の通り
抜けとなる収入六百二十九億七千一百

万円、郵便局舎等の建設費の財源のた
めの借入金三十三億円の資本収入
十九億九千六百万円に比べて百八十二
億四千六百万円の増加となつておりま
す。

次に、郵便貯金特別会計予算は、歳
入歳出ともに八百七十三億四千五百万
円を計上いたしております。これを
三十六年度の予算額七百八十五億八百
万円に比べますと、八十八億三千七百
万円の増加となつております。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計
におきましては、収入が二百四十七
億四千百万円で、三十六年度予算額一千
九百五十二億四千百万円に比べて百九
十五億円の増加となつておりますが、歳
出予算は一千一億六千一百百万円で、
三十六年度予算額六百六十七億五千二
百万円に比べて三百三十四億九百万円
の増加となつております。この歳入歳
出予算の差額、すなわち歳入超過額一
千一百四十五億七千九百万円は、法律
の定めるところに従い、積立金として
処理し、資金運用部に預託することと
いたしております。

なお、一般公共貸付の運用資金とい
たしましては、一千五百億円で、三十六
年度予算額一千三百六十億円を確保する予定
であります。

一般会計におきましては、歳出予算
総額は、二十八億四千万円で、三十六
年度予算額二十五億四千万円に比べて
二億六千四百万円の増加となつており
ます。

この予算には、有線放送電話施設の
公社線との接続に関する試験研究を全
国二十カ所で行なう経費三千六百万
円、宇宙通信の開発研究に要する経費
一億七千七百万円、臨時放送関係法制
等調査経費百万円及び国際放送の充実

に要する経費一億九百万円が含まれて
おります。
以上をもちまして一応私の説明を終
わります。

○委員長(安部清美君) 次に、日本電
信電話公社総裁より事業概況について
御説明をお願いいたします。大橋総
裁。

○説明員(大橋八郎君) 日本電信電話
公社の本年度事業概要並びに昭和三十
七年度予算案等につきまして御説明申
し上げます。

まず、本年度の経営状況について申
し上げます。

三十六年度予算におきましては、事
業収入を二千六百五十五億円と見込ん
でおりますが、十二月末現在の実績
は二千八十二億円でありまして、順調
な歩みを続けております。

建設勘定につきましては、成立予算
額千七百四十二億円に前年度からの繰
越額百二十五億円並びに予算総則第二
十六条に基づく特別給付の支出額二億
円を加えた建設工事総額は千八百六十
九億円に相なっておりますが、十二月
末現在における支出額は千三百九十四
億円でありまして七四・六%の進捗率
となり、おおむね順調に推移してあり
ます。

十二月末までに増設いたしました加
入電話の数は、農山漁村電話普及対策
分を含め三十七万六千加入、同じく公
衆電話は一万七千個でありまして、こ
の結果十二月末における加入電話の総
数は、約四百九十九万加入、公衆電話の
数は約十三万五千個となりました。
次に、昭和三十七年度の公社予算案
について申し上げます。三十七年度
は、「改訂電信電話法」第二次五カ年

計画」の最終年度にあたりますので、
その完遂をはかることはもちろんであ
りますが、計画改訂後急速な経済成長
を反映して、予想以上に発生した電気
通信サービスに対する需要並びに政府
の国民所得倍増計画に対応して作成を
進めております「電信電話法第三次
五カ年計画の構想」との関連をも勘案
するとともに、最近の技術革新の目覚
しい進展に伴い、新技術の開発、実用
化を強力に進めるため、前年度に引き
続き研究開発の整備、強化をはかるこ
とを基本方針として予算を編成いたし
ました。

まず、損益勘定の内容について申し
上げますと、収入は電信収入百五十九
億円、電話収入二千九百九十三億円を
中心といたしまして合計三千二百四十
四億円の見込みでありまして、三十六
年度予算に比べ五百八十九億円の増加
となつております。

一方支出は、総額二千五百五十一億
円で、前年度に比べて三百九十億円の
増加を見込んでおりますが、そのおも
なものについて申し上げますと、人件
費は八百九十六億円、前年度に比べ
て百億円の増加、物件費は三百九十八
億円、前年度に比べて六十億円の増
加、業務委託費は三百二十八億円、前
年度に比べて二十八億円の増加、減価
償却費は六百五十三億円、前年度に比
べて百七十七億円の増加となつておりま
す。

以上の結果、収支差額は前年度に比
して百九十九億四千多、六百九十三億
円となりますが、このうち百七十七億
円を債務償還財源に充当し、残りの五
百十六億円を建設工事の財源に繰り入
れることにいたしております。

次に建設勘定について申し上げます
と、その投資規模は総額二千二百億
円でありまして、前年度予算千七百四十
二億円に対し三百六十億円の増加と
なっております。

建設資金の調達には、内部資金を千二
百六十三億円、外部資金を八百三十九
億円と予定しておりますが、外部資金
につきましては、加入者債券等七百九
億円のほか、財政投融資金としまして
公債の発行五十八億円及び外債の発
行七十二億円を予定しております。

次に、建設勘定の主要工程について
申し上げます。

まず、加入電話は六十万加入、公衆
電話は一万九千個をそれぞれ増設し
て、極力需要に応ずることとするこ
とに、市外回線については専用線を含
めて、約二百五十九万キロメートルの
増設を予定して即時通話区間の拡大と
通話品質の向上をはかることといたし
ております。

基礎工程としましては、前年度より
の継続計画を含めて四百六十局の新電
話局の建設を計画し、このうち年度内
百八十九局のサービス開始を予定する
ほか、同軸ケーブル二十三区間、マイ
クロウェーブ二十七区間、市外ケーブ
ル二百七十七区間の増設を計画いたし
ております。

また、町村合併に伴う電話サービス
の改善計画といたしまして、前年度に
比べて六億円増の五十一億円をもって
三百十二局の電話局の統合を計画する
ほか、三万一千九百キロメートルの市
外回線の増設を行なう即時化を実施
する予定であります。

億円をもつて、公衆電話八千五百個を設置するとともに、二百カ所の地域団体電話を設置することによって約一万五千個の電話を架設し、無電話部落の解消を促進すること等を計画いたしております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、この機会に、あらためて日ごろの御指導と御鞭撻に対しましてお礼申し上げますとともに、今後ともよろしく御援助を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(安部清美君) 本件に關しましての質疑の通告がありますけれども、一応、休憩いたしまして、午後一時から再開したいと思います。

午後一時四十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(安部清美君) ただいまより再開いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○光村基助君 さつき、大臣の所管事項説明資料の中に、ことは年賀はがきもスムーズにいったと、「十二月十五日に至り組合との交渉が円満に解決することができまして、郵便業務の運行も例年ない好成绩をおさめることができましたのであります。」こう言っておられるんですが、それにもかかわらず、ことしになって郵政省で三人の首切りと相当の処分者を出されたんですが、去年、組合との話の中で、処罰の問題はおそらくなかったことと思ふんですが、年賀郵便もスムーズにいつ

ているのに、どうしてたくさんこのうり犠牲者を出さなければならなかったんでしょう。

○国務大臣(迫水久常君) 処罰をしなればならぬような人が出てきたというところについて、私はきわめて残念に思います。その処分を発表しましたときの私の談話にも、「私は、このよるな処分をしななければならぬことを衷心遺憾に思います。私は、今年年末年始の郵便業務の運行が近來にない成績を取れたことに關し、従事員諸君の努力を高く評価し、十分これをしんしゃくしたのであります。国民の公僕たる公務員としての職責にそむき、国民に多大の迷惑を及ぼしたものに對しては、それぞれその情に應じて責任を問わざるを得ないのであります。」というように申し上げております。このういうことを申し上げておきますけれども、全くこのういう気持ちでございます。最後、従事員諸君も、よくその国民に對する職責を自覚し、いよいよとび上った行動のないように、深く戒心せらるることを念願してやみません。」まあ、申し上げていいか、少し言い過ぎかもしれませんけれども、私の心持の中では、組合の一つの行動としてあるべきところ以上に、いわゆる飛び上がったといいますが、はね上がったといいますが、そういうような行動をしてきた人に対しては、やはり相当の処置をすることが必要であるし、それが事業全体の秩序を保持していくゆえんであらうと考えたものであります。まことに残念なことでありましたけれども、若干の処分をいたした次第でございます。

○光村基助君 最近の労働運動は国鉄、電通、ほかの組合を見てみても、

こういう大きな処分はないのです。郵政省だけが首を切ったり大きな処分ばかりをやっているんですね。私たちが組合出身だから言ふのじゃないのです。が、全通もさういふ前と違つて相当郵政省にも協力して、さつき言いましたように、前年に比べて年賀はがきなんかというものは実際びっくりするぐらい早く配達できて、世間の人も喜んでゐるんです。私は、その飛び上がった行動を組合自体が計しているわけではないし、おそらく組合員自身は、こんな一生懸命やっているんだから、処分というものはおそろく考えてもいなかったんだらうと思ひますが、郵政省のやり方は、大体、全通をこうしてだましておいて食い逃げをやつたとしてか私には思われぬのですが、一体どういうことをやつたのですか、首を切らなければならぬような。最近国鉄だとか、電通、専売というものは、こんな大きな処分はないのです。郵政省だけが何か全通をやつてやらなければならぬというやうな、目にかどをたてたやうな労働行政をやつてゐるんですが、どうも私には納得できないのですが……。

○国務大臣(迫水久常君) 個々の処分の対象になつた人たちがどういうことをしたかということについては人事部長からお答えをいたしますが、今、光村さんの言葉の中で、食い逃げをしたと言われるのは、私としてはまことに心外千万でございます。どういうわけです。そういう言葉が出てくるのかということ。私は理解ができませんけれども、郵政省少なくとも私も私どももいたしましては、肩ひじをいからかして、特に組合に對して、何と申しますか、高

い姿勢をとるとか、そういうやうなことはなしに、事柄のあるべき当然のところに對して行動するといふのを建前にしておいて、しゃちちよこばらないしゃちちよこばらないといふことは、ふだん始終言つておりますから、光村さんも御承知と思ひますけれども、今度の処分についても決してしゃちちよこばつたところはございません。全通を目的にかたきにするというやうなことは決してないのであります。その人の行なつた行為がそれに該当する、その処分に該当すると判定せられたものに對しては、十分いろいろ情状酌量して、なおかつさういふことになる者に対しては、まことにやむを得ない次第であります。処置をしたのであります。個々の人についての行動について説明が必要ならば人事部長からいたします。

○光村基助君 あとで聞きます。一ぺん郵政職員は首になると、これは復讐というのはほとんど不可能だと思ふのです。首を切られると、この人は一生失業者なんですね、實際上。だから首切りなんといふのは、さう極々しくやるべきものじゃないのです。もつとほかの方法をやる。本人をこらしめるというのなら、ほかに方法もたくさんあるわけなんです。郵政省のやり方といつたら、首を切れば何か組合がつかれて、おとなしくなつて郵政省の思ひ通りになるのだという考え方を保持しているのじゃないですか。

○国務大臣(迫水久常君) 首を切るといふことが極刑であつて、その人の生活を奪ひ、少なくとも郵政省関係では将来復讐ができないといふことは、私どもよく知つておりますから、免職

といふことについては最も慎重にこれをするわけでありまして、決してその免職を手段にして組合に對してどうこう、組合対策として、手段として免職という方法をとるといふことなんかは全然心にもないことでありまして、どうしてもさういふ言葉が少し悪いかもしれせんけれども、光村さんひがんでおっしゃるのかと、私はさういふふうな感じがします。

○光村基助君 何べんも言うようですが、よその組合では最近こうした首切りなんといふのはあんまりないので、実際、さういふ点から、郵政省が考へてゐることが、私のひがみか知りませんけれども、何かさう全通をたたきつづけてやろうといふやうな考え方があつたのじゃないですか。よその組合でもさういふ首切りがあるといふならともかく、全然最近ないですよ。實際に一ぺん首になれば就職なんといふことも實際これは不可能なんです。首切る基準といふのはどこにもつておられるか知りませんが、郵政省といふのは大体事業官庁で、仕事がおもなんですよ。郵便にしろって保険にしろって貯金にしろってね。最近の郵政省の人事行政といふのは、人事部長が率先して全通をやつなければいいのだというのが郵政省の方針のようにしか思へない。郵便がどうなるが、保険がどうなるが、貯金がどうなるが、ひとつ全通をやつてつづけることが郵政省の方針としか私は考えられない。どうですか、その点。

○国務大臣(迫水久常君) 決してさういふことはありません。ほかの組合に免職がない、お前の方にどうしてあるかと、さういふことですけれども、お

それら組合には免職に値するような行為をした人がない、こういうことじゃないかと私は思います。

○光村基助君 じゃ免職に値するということはどういうことなんですか、一体。

○國務大臣(迫水久常君) 要するに、その人が郵政省の職場の中におりましては全体の秩序が破れて、全体の統一のある業務執行が不可能である、他の懲戒の方法をもってしては、とうてい改悔させることができないというよりな場合において、やむを得ずその処置に出る、こう私は判断しております。

○光村基助君 具体的に言つて下さい。それじゃ全然わからない。

○説明員(長田裕二君) たとえば、今回免職にいたしました三人につきましては、これは福山郵便局で業務妨害の行動の激しかった中村洋壯君、それから四日市郵便局で大体激しい職場闘争をいたしました辻井良和君、それから都城郵便局でやはり業務妨害的な行動が激しかった豊丸貞光君の三人でございます。

福山局の中村君の行動について申しますと、十二月の四日から九日までの六日間にわたって、福山局に、まあ入局を阻止されたにもかかわらず、福山局の職場に無理やり入って参りまして、職場闘争だということでも業務規制を行なうといったことでも業務規程を破るという行為をいたしました。それに對しまして、業務命令を出し通常の作業をさせようとした集配課長とか、その他局の管理者を、課長席、あるいは自室の隅の区分だの横のほうに無理やりつかまえていつて押しつけて行動の自由を奪つてしまふ。あるいは業務命令を出そうとする管理者の

口を手でふさいで、何にも言わせないようにする、あるいは郵便局員や監察局員が福山局に参りまして作業室に入りますと、強引に室外に押し出してしまふ。こういう行動を大体六日間、にわたつて続けておつたわけでございます。

四日市局の辻井君につきましては、十一月二十七日から十二月十四日まで延べ十六日間、途中行かない日もありましたが、延べ十六日間にわたつて四日市郵便局の管理者がたびたび退去してもらいたいというよりな、口頭や文書によりまして四十数回退去要求をしたにもかかわらず、繰り返して自分の作業室に入つて参りまして、四日市郵便局の管理者が業務命令を出すのにつかまされてこれを妨害する。それから職員に對しましては業務命令を拒否するようという指導をする。あるいは非常勤職員に働きかけまして、その不就業——業務に従事しない、もう仕事をやめて帰るよう説得して、結局もう引き続いたの勤務につかせないようにしてしまふ。そういうような行動が非常に長期にわたつてあつたのでございます。

都城の豊丸君につきましては、これは十月二十四日から十二月十五日の全通本都と受給したその間に——これはあの支部の執行委員で都城局の職員であります、自分の局で郵便課長の作業手順の業務命令を再三拒否する。あるいは三六協定が結ばれておるにもかかわらず超過勤務命令を拒否する。あるいは再三にわたつて、郵便課長が外務員に拒絶変更命令を出しあるいはその他業務命令を出すのを妨害する。あるいは外務員全員を指導して就

業をおくらせるとか、そういうような行動をとる。あるいは配達すべき郵便物を相当持つてくるにかかわらず、時間前に局に戻つてしまふ。それで組合業務を行なうとか、それからさらにその豊丸君につきましては、十二月十五日日本郵本省間で受給いたしました以後におきましても、十二月末まで、たとえば非常勤職員には業務指導をしてはいかぬとか、管理者とは口をきかないようにとか、そういうような指導を組合員にしたりする。あるいはその他勤務時間中に何かほかのことをしたりするといふような行動などもあつたわけでございます。非常に程度がはなはだしく、そのまゝ身分を局内にとどめておくことができないといふふうな判断せざるを得なかつたわけでございます。

○光村基助君 私は四日市と都城の資料は持ち合わせがありませんが、これはあとでほかの人にやつてもらふ。福山には私は行つて事情をよく知つてゐるのです。このくらの労働運動のやり方は、あなたのおっしゃるとおりだとは、私はそのようには思つておりませんけれども、こんなことは過去に幾らでもあるのです。よその民間組合であつたら、このくらのこと、何といひますか、朝飯前だといひますか、このくらの人、人をちよつと突いたとか、すわしたとかいふことく

らゐることは、今まで私も長い間の労働運動の中で、そのくらのことは何回かある。立ちどまるのをすわらしたり、これは笑い話になつてはいけません、福山の集配課長なんていうのはこれはとても口がくさくて面を向かつて話もできない。お前の口くさいからちよつと黙つておれと、こうやつた、それが暴力だ、話をしているのに逃げるから話をしようじゃないかと追つかけていつてつかまえるのを押しつけた、今までこれはあなたのほうの調べと私の調べと違いますが、それはさつきも言いますように、そのくらの労働運動は終戦後から今まで幾らもあつたのです。それを何かさつきあなたに弁解されますけれども、国鉄にしろ電報にしろ、事業というものが主なんです、實際上、それでそのほうが重きをおいて、どうしたら事業というものが、ほんとうに国民の信頼を受け、円満にいくかといふことを一生懸命やる。郵政省はそうではないのですよ、実際、何べんも言うようですよ、何かしたら首を切つておどかしてやろう、去年も相当の首切りをやつたが、財政面で全通を困らせてやろうといふてゐる郵政省の高官がゐるのです。そういう面から、あなた方は事業が主だとおっしゃるけれども、郵政省は、一つうんと首を切つて、財政の面から困らせてやれば全通がつぶれるだろうと広言している郵政省の高官がゐるじゃないですか。そういう点から考へても、何かちよつと、行き過ぎでもない労働運動をつかまえて、首を切つてやれば全通がつぶれるだろうといふことをやつてゐるとしか考えられな

い。今までこんな労働運動のやり方は

さらにあつたと思ひますが、これが首を切らなければならぬほどの問題ですか。

○説明員(長田裕二君) 福山でも、福山局の中村君のような行動は、最近跡を断つて非常に少なくなつてゐるといふふうに考へております。

○光村基助君 福山局でも、その何日か、四日から九日までと言つておられますけれども、その間ほとんど交渉もやつてないのです。ただ出て行つてくれ、出て行つてくれでは、これは話にならないのです。どこでも全通は、地区の幹部ですから、郵便局に行つてこれは指導してゐるんです。ただ出て行つてくれだけで、話もせず、さういふことをやる。あなたは押しつけておんなぐつたようなことをおっしゃるが、全然相手方は何が何もしないのですよ。そして、もう一つは十四日の日に、九日に済んだやつを十四日に告訴してゐるらしいんですが、さつき食い逃げだと言つたのは、これは全通と交渉が片づくのだから、片づいたとたんに告訴してやるといふ考え方と同じじゃないですか。私はその点から食い逃げだと言つてゐる、どうですかその点は。

○説明員(長田裕二君) この行動があらましてしばらくしてしまつてから、広島郵政局長名で告発したかと思ひますが、要結後でもございせんし、また従来こういう激しい行動がありました。それは、大体告発するようになり指導を数年前からやつておりました、そういう大体指導に基づきまして広島郵政局でその措置に出たわけでございます。

○永岡光治君 関連。ただいまの光村委員の質問に関連して少しばかりお尋ねしたいわけですが、刑罰の目的と申しますか、いろいろ見方があると思うのですが、普通の場合における刑罰の対象になる者に対する考え方と、労働運動の範疇で対象となるべき問題の取り扱い方というのは、よほど観点を異にして私は考えていかなければいけないんだと思う、歴史的に見て。昭和三十二年でしたか、三年でしたか、全通の、田中角榮さんが大臣当時に問題の端を発するわけですが、あの当時大屋の本部初めとして首切りの処分がออกมาして、それ以来といふものは、現在の法律、労働法の不備がありまして、なかなか正常な団体交渉すら持てなかつた不幸な私は労働運動の状態だつたと解釈しているわけです。そのことが不必要に事業を混乱させている原因であつたと私は解釈しているわけですが、そういうことから考えて参りますと、今度の処分にしてもそうであります。が、従来しばしばその間行なわれた処分についていまして、その原因となつた問題については、多分に労使双方間において感情的に走つたものが私はずいぶんあつたと思う。これは非常に私は不幸だと思つておりますが、しかし、その過程でも、長い労働運動の経験から、やはり労使の正常化ということは国民全体からも要望され、私たちもそのことを念願しておつたわけでありまして、幸いにして昨年の年末時の、言うならば闘争といひますか、そういう場面にぶつかつた際における取り扱い方についても、非常に私たちが関心を持って、非常に国民の中にも郵便の遅配という問題が蔓延して、そ

の正常化に対しての切望が強かったと思うのですが、それが両者の理解ある態度で円満な解決を見て、大臣のこの所管事項の報告の中にもありますように、非常に円滑にいったと言ひし、私たちも暮れの東京内の繁忙と考えられる数局を回つて来ましたが、局長さんのお話によりますと、それは業務の取り扱いに對する事前の措置もよかつたのでありましようけれども、いづれにいたしましても職員の協力ということが非常にあつて力になりまして、最近でなくて、郵便事業始まつて以来の非常にスムーズにいった年だと、こゝういふふうに承つております。事実そのデータも拝見いたしましたのが、そのとおりでございました。ところが、そういう状態であるのにもかかわらず、年が明けてこれは二月になりましたのでありますが、処分があつた。しかもそれが懲戒免職、こゝういふ記事を国民が見たときに、何だろつと、どうしたんだろつという疑念を持つのが私はあたりまえだと思うのですね。お話に聞きますと、その業務の運行を阻害したといふようなことが言われておりますが、しかし労働運動がそこまで円満にいけば、極刑はこの際一応見合せて、刑罰の目的はいろいろあるでありましようが、将来が円満にいくという、そゝういふ方向に進みつつあるというのであれば、むしろ忍びがたきを忍んでも、私はそゝういふ方向に協力するのが、国民からお預りしている郵政事業を円満にするゆえんのものではないだらうか、私はそゝういふふうに考えるわけです。かりに法に触れた者があつたといひましたとしても、むしろそれは外部に出すのではなくて、内輪でその問

題を解決していくということのほうは、よほど信頼を高める筋合いのものじゃないかと私は思うのです。

ところが今の処分の問題であります。が、聞いてみますと、三名の方をあげられておりましたが、私も現場を見たわけではありませんから、ここでないが正しいかどうかという判断は、この際下すことを一応保留いたしますけれども、しかしそれにいたしましたとしても、以上申しました観点からするならば、非常に酷ではないだろうか、たとえば今、三重の問題を取り上げられましたが、組合側のお話を聞きますと、これは人事部長の今の答弁の中にもありましたが、非常勤の職員を時間外に集めて、そうしてお前たちはその仕事に協力しては困るのだ、というのは、今ちやうど規制闘争と申しますが、時間外勤務を、それをとめようとして、いゝ状況なんだから、組合の方針にも従つてもらいたいということで、説得をしたそうであります。こういう問題について考えましても、組合の役員であつてみれば、そういう一貫した目的のもとに、このトラブルが進んでおるとすれば、やはり組合のその指導者の立場というものも相当理解をしたあれをしなければならぬと思うのであります。が、ふだんのこの処分であつてみれば、今光村委員からも言われましたが、朝飯前と言えば、あるいはあまりオーバーな言い方かもしれませんが、他とも、大体従来例からすれば、他の組合の状況にいたしましたものでありまして、極刑をもつて臨むには、少し酌ではないだろうか、むしろ刑罰の目的、事業の運行に託すというのであれば、この際反省を求めるといふ

程度にとどまるのがいいのではないだろうかと思つて思ふのです。言うならば、郵政当局の非常にある一定の方針のもとに、こういう私たち感じを強く抱くわけでありますが、そういう方針のもとに、これらの三名の諸君が流れだまに当たつて、犠牲を受けたのじゃないか、ふだんの場合ならば、懲戒免職百点——悪いところで百点という、そういう基準があるとするれば、この際は、六十点ないし六十五点ぐらいのものじゃないだろうかという気がするわけです。ところが、これは首になつた。私は後ほどまた申し上げたいと思うのでありますが、大臣に特に御考慮をいただきたいと思つるのであります。私が、私たちが知つておる専売の労働組合、あるいは国鉄の組合、あるいは電電公社の組合のごとき処分につきましても、もうすでに過去に処分されたものも復職されておりますし、また年次を分けて順次もとに処分を戻しておる、という事態がある中に、なんでその全通だけをこの際取り締まらなければならぬだろうかという、そういう感じが強いのであります、非常に強く感じるのであります。だから、その全通が処分をされて、それはまあ正常化になつたとかりにいたしまして、それは処分によつて正常化したのでなくて、組合の何と申しますか、事業に対する態度といひますか、労使慣行という観点から、私はみずから自主的な立場に立つて、積極的な観点からの正常化と私は解釈するのであります。どうしても、考えますと、この処分が、せっかく組合が正常化にいくという矢先に、そういう意欲をそぐ、労働運動といふのは非常にむずかしいのであります。

して私から申し上げるまでもないの
であります。が、幹部の諸君の気持とい
うものは非常につらいわけでありまし
て、非常に大ぜいをまとめて、つらい
わけであります。が、その際に、大ぜ
いある組合員であるから、中には若干
の行き過ぎがあるではありませんけれ
ども、そのことを物指ではかつて、こ
れは首だという、そういうやり方をさ
れますと、今まとめて、新郵政大臣に
なりましてから、特に正常化の方向に
踏み出す動きが強くたっておる矢先
に、また処分される。組合員の諸君に
してみれば、お前たちはいいかげんな
にしてみれば、お前たちはいいかげん
なところで妥協するから、こういふこ
とで、やはり戦わななところ、よけれ
ばだめなんだということ、よけれ
ばいいに何といましようか、よけいに
当局の態度に対して反感を持った行動
に出がちなのであります。それは広い
長い目で見ていいかどうかということ
になると、私は決していいものでは私
はないと思うのですが、そういう観点
から、この際は私は大臣、あるいはまた人
事部長あたりの労働行政——こまかい
問題は、個々の例は取り上げること
を差し控えますが、労働行政というも
のの長い間続いて参りましたところの
冷戦というのですか、それを解消する
ために、取るべき手段は一体ないのか
、どういう方針でいくのかということ
をたたくだしてみたいと思ふんです。

なお、それにつけ加えますが、先般
来、「新しい管理者」といいますか、
何かそういうパンフレットが出たそう
であります。私たちも全部読んで
おりましたが、若干の抜き書きを拝見
いたしましたけれども、何か反動呼ば
わりされるような管理者というものが

○説明員（長田裕二君）　ただいまの御質問の中にもございましたように、全通と郵政省との関係は、昭和三十三年の四月から三十四年の暮まで一年八カ月間にわたりまして、正常な団体交渉をし得ないような間柄でございまして、その間、何といひますか、實際上同交権を持ってゐるのと同じような状態を作り出そうというようなことが、当時の全通の大きな運動方針と申しますか、闘争方針と申しますか、そういうことであつたのではないかというふうに考えられたわけであります。その

取り上げられ、大きな社会問題になるにつぎまして、郵政省としまして、どこにその根源があるかということから、一番遅配のはなはだしい局について、だんだん実態を調査して参りますと、そういう職場闘争に関連いたしました、全通本部と郵政省との間で締結しました勤務時間協約が、そのとおり

に守られていない。中央の勤務時間協約は、その最低基準でもなければ、最高でもない、そのものずばりできめたものであったわけでございますけれども、それをかなりこえたと申しますか、そこで定められておる勤務時間あるいは休憩時間、休息時間、そういうふうなものよりも、はなはだしくそれがゆがめられて、それが郵便の遅配の一つの大きな原因になっている、あるいは職場規律が非常に乱されているというふうなことが、だいたい見受けられました。遅配の問題を一刻も早く解

打っていったわけでございます。その過程におきまして、たとえば管理者が非常に自信を喪失している。管理者に、管理者というものは職場でどういうふうにしなければならないのだということについての訓練をするにつきますして、先ほどお話のようなテキストなども作ったりいたしました。その中に、先ほどお話のように、暴力団的だとか何だとか、そういうつもりはななとか何だとか、そういうつもりはななとか何だとか、そういつつもりはないかかったと思いますけれども、言葉の用語が適切でないために、ついあまり適

当な表現でない部分も出たりしておつたことは、私どももお話のとおりかと思ひうわけでございます。趣旨は、そういうことではなかったと思いますが、たまたまそういう趣旨を言い表わすための言葉の表現が適切でなかった。そういう箇所もあったかと思ひますし、そういう面につきましては、私どもも大いに気をつけて参ることにしている

わけてございます。

なお、その他、たとえば監視班を派遣したりいたしまして、職場で業務命令などを徹底させるとか、そういう行動に出ました際に、まあこれは、その場、の緊張した雰囲気からしまして、あなたが管理者の側とばかり申せない、双方と言へる。むしろ程度から言へば、あるいは少なかつたかも知りませんけれども、ときに不用意な言葉なども出たこともあったのではないかと思われますし、そういう点につきましても、これは相手に反省を求めるといふ

いづれにしましても、そういう遅配の原因と考えられる問題の解消に非常なエネルギーを注ぎました結果、その取り運びの過程で、お説に似たような事柄が、ときに起こる、そういうことがお互いに誤解を招き、スラリと考えれば、フランクに考えれば、そんなに悪い過ごしをしなくてもすむことを、省側はこういう意図ではないか、あるいは、組合側はこういうつもりでやっているのじゃないかというようなことなどで、だんだん誤解が重なったりす

るというよりなこともあったのではないかと、そこらに考えるわけでございます。まして、そこらの点につきましては、私どもも、今後の問題については十分気をつけるつもりでございますし、また年末、先生方御存じのような形で妥結しているわけでございます。今後、双方とも、そういう面に十分気をつけて参るつもりでございます。

なお、処分によつて組合の方針を変へさせようとか何と申すことは毛頭考へておられないわけでございます。たとへば、先ほど免職の三人について申し上げましたような行動が、全通の方針に基づいてされたというよりは全然考へておりませんし、そういう行動が、いついかなる場所、どういふ人によつてなされても、私どもとしては、相当はつきりとした態度で臨まなければならぬ事柄でございます。大臣から先ほどお答え申し上げましたように、年末要結後に非常に業務が

○永岡光治君 関連ですから、あまり長くやりませんが、大臣がよく口にされることですが、敵というのは非常にきらいだ、組合運動に敵、味方がないようにならないければ、ほんとうの正當化は生まれない。また、事業の運行も期し得ない。これは労使全般に共通した問題であると思いますが、どうも人事部長の答弁がありましたけれども、何かまだ、先ほど申し上げました流れがありまして、感情的なしこりが残っておりますんじゃないか。それが不必要にものをこじらかけておる原因だと私は

思うんです。事業を行なうのは管理者、もちろん管理はしますけれども、実際に仕事を運行するのは職員、言うならば組合員です。別の見方からすれば組合員なのであります。それが処分問題になりますと、往々にして管理者側の立場といましょか、これは郵政局長会議等でしばしばお話もあつたでしょうし、また私たち地方に参りまして、また聞きでありますけれども、そういうことを聞くのであります。管理者はきぜんたる態度をとらなければならぬ、そういうことで、何だか処分がやわらかいのが、きぜんたる態度でないかのごとき印象を受けるわけです。そういうことではないので、この処分問題を見ましても、実は組合側に今お話のあつたような事例があつたといひましたが、逆にまた管理者のほうにも、組合員を突き飛ばしたり何かするところも、例にしばしば聞いてゐるわけです。これはエキサイトして

参りますと、それはありがちなことなんです。しかし、何か管理者はきげんたる態度にオーバーな考えを持ち過ぎるあまりに、何か処分をしなれば、それが保てない、そういうことは見方が少し狭いんじゃないだろうかと思はるものであります。むしろ管理者が、管理者よりは働く子供といひましようか、二十数万の実際の仕事をやっておるその人方の立場を考慮してあげるといふのが、ほんとうの現場の運行のあるべき姿ではあるまいかと私は思うのですが、そういう観点から見ますと、どうも今度の処分は、管理者を納得させるといひましようか、何か結果的には、ひとりよがりがあります。長い目から見て、私は今から予言できると思ひますが、あれは行き過ぎだった。あんなことをしなくてもよかったのじやなからうかというふうな日が、必ず私はくると確信をするわけでありまうが、どうも、その事業を運行して働いてゐるのは、汗水流して働いてゐるその職員だといふことを、この処分の場合よく頭に入れて、その諸君が働きやすいように考えてもらいたい。管理者は二の次だ。この考えを持っていただかなければ、なかなか人事管理はうまくいくものじやないと思ひます。

そういう意味から、もう一つ大臣に、新しい年を迎えて、これからせつかく実ろうとしている正常化を生かしていかなければならぬのであります。新しい労働行政といひましようか、郵政の、そういうひとつ基本政策、これを大臣にお伺ひしたいと思ひます。それは私は、まあ端的にいえば、私たちが幹部の皆さんに会うような気持で、ひとつ組合の諸君にも気や

よく会ひし、胸襟を開いて会つたつて……、何か管理者に、かみしめを着せなければならぬ、組合はおれの敵だといふ勘ぐりを捨ててしまつて、したがつて、そういう観点を堅持せられらる限りは、処分の問題についても、そういう苛酷なものが出ようはずがないと思ひます。そういう私行私方にしてもらいたいと思ひますが、どうでしようか。大臣の考え方、基本方針ですね。

○国務大臣(追水久常君) 私は、この労働問題といふのは、今回六十一年の生涯初めての経験でして、非常に勉強をしようといふのであります。今までは私たちがやつたことは完全だとは決して思つておりません。これから先、日々私は自分が進歩していくつもりでおりますが、少なくとも役所の中で言つておきますことは、よく今まで、一役所の文書を見るとき、きげんたる態度だとか厳重だとか、そういうような処分といふようなことをよく書くけれども、そういうことは、言葉としては適当じゃないのじやないか。あるべき形をそのままに言う。別にレベリングにしゃつちよこばつてきげんとする必要もないし、それから厳重なるというのも、何かあるべきところより、もつと高く、そういうことはいけなかつて、ずいぶん文章の端から直しかかつてきたことは、あるいは永岡さんも御承知じやないかと思ひますが、今回の処分、永岡さんその他の方々からもお話がありました。私は組合の諸君とも懲戒発表の前に会つたことも、御承知の通りでございますが、よく話を聞きました。何べんも何べんも考え直して、いろいろ管理者の側のほうに、何か念がこもつて、その念で

やつておるといふようなことが絶対にないようにとつことを私は念願といひたしまして、静かに考えて、確かにこの懲戒免職になつた人たちに過ぎ過ぎているなあといふ感じを、私はそういう心証を得たのです。いわゆる飛び上がったといひますか、一つの組合全体、一つの何といひますか、調子をこわしてしまふ、いわゆる飛び上がった行動が、確かにこの人々にはあつた、そういうことになつてみるというのと、やはりあるべき処分はしなければならぬ。こういう考え方から、この処置に出たのであります。今後における組合との関係といふのは、私は先ほどから申し上げましたとおり、虚心たんかに胸襟を開いて、ほんとうに話し合ひをしていく。私は組合の諸君にも言ひました。あなたの方のほうも、かちとる、かちとるというように、ことを言わないで、話し合ひでひとつ、まとめるものはまとめていくじやないか、あなたの方のほうも、かちとるといふ言葉を使われると、われわれのほうは負けとられるといふことになるのだから、そういうふうになるのは非常に困る、だからひとつ、話し合ひをうまくしていきうことを私は自分では実行しているつもりです。幸いに組合の幹部諸君も私の気持ちを理解してくれたいとみて、このごろは敵と言われども、あまり気にしなかりましたかちとるといふ言葉も使わなくなりまして、その点、非常な進歩じやないか。この空気を、さらに一そう私はできるだけひとつ努力をして、そうして労使の正常なる関係における郵政事業を果したい。

今回の処分、今永岡さんが、将来あなた方は後悔するぞと言われましたが、あるいはそういうことになるのかもしれないと思ひます。なるのかもしれない。しかし私は、現在のところはあつた正しき処分をしたと、こういうふうな考えでおるものでして、今後、さらに一そう努力をして正常化に努めたいと思つております。

○永岡光治君 一つだけ、関連です。これでもやめますが、とにかく私のいふんとすると、これは、組合に対して、何かこうしゃつちよこばつたような管理者の教育で、労働運動の正常化といふか、業務の運行を期していく、そういうあり方はいけないのだ。そうじやなくて、管理者のほうにも、だから処分等で押えつけて業務を運行するといふ考え方は改めて、そういう観点からするならば、管理者に対して……、地方に参りますとずいぶんあるのです。僕らが行くとき、特別の小さい局ですけれども、何かよけいな人が来たといふような顔をするような人もなきにしもあらず。机の前まで行つてこちらがあいさつしなければ、あいさつしないような管理者があるわけですから、率直にいひまして、それはやはり郵政省の指導が誤つておるのじやないか。もう少し、組合はもう敵だといひ、お前たちは威圧的な態度で臨め、それがつまりおどしであつて労働運動の管理者としてのとるべき態度だと、こういうふうなあり方が、どうも最近の、これは、そういうつもりじやないものでしょうけれども、受けるのです。そういうことのないようにしてもらいたい。

○光村基助君 全通でも、去年人が足らないといふことで四万人の要求をして、人が足らないから郵便がおくられて

いるんだという事は世間の人も言っているのですが、そういう時代にもかかわらず、私がさっき言ったように、事業が先か、人事行政が先かということを言ったんです。たしか郵政局の人事部の管理課に、課長補佐を多いところは五人くらい作っておるのです。これは一体、何のために作ったんですか。管理課に課長補佐を五人も置けば、郵便は早く着きますか。

○説明員(長田裕二君) 郵政省の管内で、いろいろトラブルが起こったりいたします。そういう問題が、そういう点が郵便の遅配などに関係している例が非常に多かったという事は先ほど申し上げましたが、そういう際に、現場の管理者の力だけに頼りまして、その業務の正常化がはかれれば非常にけっこうなわけでございますが、ときには労使関係の力関係といつてはあれですが、現場の管理者だけで業務の指導なり監督なりが十分やり得ない、労働問題が非常にからみまして非常にやり得ないという事象も、ままたこりまして、そういう場合に、郵政局の管理課に課長補佐——割合に身軽に行動のできる課長補佐などを配しまして、そういう者が出て行くと、局長の相談相手になるという様なことは、最近何といひますか、一、二年やっておるわけでございます。そういうことをやっているわけでござい

ます。

○光村善助君 だからあなたの方の考え方が、何とかして全通と対決してやろうという考え方が、今も言葉の端々に出るわけですね。さっき永岡さんも言われましたように、最近人事局を作る、これは何だと新聞を見れば、全通

対策のため、部じゃ小さいので局にするのだ、考え方自体が、そういう考え

方なんです。

一体監察局は何のために作ったんですか。最近の監察局なんて、犯罪の調査などはつたらかして置いて、何とか全通対策も監察局の人がやっておるのが事実じゃないですか。そんな監察局だったら、できたときの趣旨と違わ

らやめたらどうですか、大臣、これは大臣に聞くのですが。最近も、赤行のりを抜き取られたり未解決の事件がたぐさある。東京でも、最近また四国でも何百万円か起こっておるというのを聞いておる。監察官自体が、犯罪の仕事をやっておられない。全通の労働運動を取り締る方向にばかり動いておるから、こういう失態が起ります。監察局のできた事情を大臣知っておりますか。ことごとくが、こういう失態なんです。さっきの人事局の話にしても、そうなんです。郵政省の労働行政というのは、国鉄より五、六年おくれです。国鉄あたりが一時、七、八年前にはほんぼん首を切った。しかし首を切つて、はたして国鉄の事業が円満に遂行されるかというところだったので、だいたい国鉄当局では方針を変えて、決して事業が円満に遂行できるように、組合員をほんぼん首切つたんで、決して事業が円満に遂行できるなんて国鉄で思っている。それでだんだん首切らないうのをやめてい

たように、ずっと前首になったのを復職させてやろう、あるいは戒告とか訓告で昇給がおくれているのを元に戻してやろう、だんだんそういう傾向になつてきている。

それにもかかわらず郵政省は、国鉄が五、六年前にやつたように、首を切れば事業がうまくいくだろうというやうな、一時代前の考え方だ。何べんも私がさっき言いましたように、全通をとつちめてやれば事業がうまくいくという考え方を改めない限り、全通だつて、また首切られたら、首切り反対闘争で、闘争が起るのです。こういうことをいつまでやつたつて、私は郵便の遅配というものは直らないと思つて、首切りをやつたからといって全通が遅配をやるというわけではないのですよ、ないのですが、相手方をやつつけて、屈服させなければならぬのだという考え方をやめて、国鉄あたりはいうのです。私はせつかく大臣も、今度、あなたの考え方は、厳然たるものと、断固とかいう言葉をきらいだとおっしゃるのですが、ひとつ新しい国鉄がやっているような労働行政をやる考えはないですか。

○国務大臣(迫水久常君) もちろん新しいといひますか、正しい労使の正常な関係を打ち立てるために、絶大の努力を私はいたします。こいねがわくは組合のほうも、私と同じような気持ちで、そこに一段の進歩を示して、労使関係正常化のために、組合のほうも大いに努力していただきたい、こういうふうに私も念願しています。これは組合の幹部にも、よくそういうことはお話をしている次第でして、今後もやつてみたいと思つております。

をかけたはいかぬということ十五日に妥結しているのです。私たちが、ことしは四人見ていただけたら、思つたら、年賀郵便が片づいたと思つたら、一月末になつたら、さつと首を切つた。

これは郵政省の問題じゃないが、広島の問題にしても、逃げも隠れもしない者を、警察にほうり込んで大騒ぎをやつた。証拠隠滅だなんて、そういう証拠隠滅ほどの仕事でもない。警察にほうり込むほどの仕事でもない。これは大臣に言つたつてしやうがないのです。ほんとうに、告発したりして大げさにやつておる。そしてその人事局も、今度内閣委員会でもうせ審議されるでしやうが、これは人事局では全通に解決できないから人事局にしろという、ことじやないですか。新聞には、そういうことが書いてあります。

○国務大臣(迫水久常君) 私のほうは、別に組合と対決するといふ気持は、さつきからないことを申し上げておるのですけれども、ひどく光村さんは対決という言葉を使われて、せつかく私が、組合との対決といふことを念いようにしていききたいといふことを願をして、組合にもそういうことをお願いしておるのであります。光村君「首切りは対決じゃないか」と述べ、それを、そういうふうにおつては理解がうまくできないのですけれども、今度は、人事局を人事局にするといふのは、郵政職員三十万、それが官房の一部という形では、事務の分限からいひましても、また局長といひますか、長になる者の立場からいひま

でも、これを独立の局にしたほうが、すべての点からいって適当である。こう考へて人事局にしたのでありまして、組合と対決をするために決してしたのではありません。その点だけははっきり申し上げておきます。

○光村善助君 あなた二時半に出ていくのですか。——私はこの次にやります。

○野上元君 私、ちょっと関連質問をしたいのですが、先ほど来、同僚議員から、全通と郵政省との間の正常化について非常に気を使つたいろいろな質問が出たわけですが、私もそれに関連して、一、二、大臣にお聞きしたいことがあるのです。

先ほど、あなたが説明された所管事項説明資料の中にも、先ほど来言われておるうちに、本年の郵便業務の運行は、例年になく好成績をおさめておる、こういうふうにかかれておるわけですね。そして、そのあとで、今後、労使関係の正常化には格段の配慮をやりたいのだ、こういうことが書かれておるにもかかわらず、突如として処分が出たといふことについては、非常に私も残念に思つておるわけですよ。そこで、どうしてこういうことになるのか。どうもあなたの御答弁を聞いておると、あなたの考え方と事務当局の考え方が食い違つておるのじやないかといふような気がするので、そこを聞きたいんですが、[新しい管理者]という指導要領を書かれたのは御存じですか。あなたはそれを読んでおられますか。

○国務大臣(迫水久常君) はなはだ申しわけありませんけれども、全部を読んでおりません。せんだつて組合のほう

から指摘されまして、中に用語の不適當なところを、——こんな言葉を使つておるのかというふうに疑問に思つた点だけ拾ひ読みをしまして、まあ人事部長には、これはひとつ適當じゃないから、なるべく早く直すようにといふことを言いました。一べん通讀をしてみたいとは思つておるのですが、なかなかその時間がないので、はなはだ申しわけないと思つております。

○野上元君 私は、そこが一番問題だと思つておる。あなたの意思とは全然逆の意向が、いわゆる郵政省の文書になつて下部に流れておるといふところに、私はやつぱり大きな問題があると思ふのです。

先ほど、あなたは最近、全通は敵であるとか、かちとりであるとか、かちとるといふような、どぎつい表現をなしたといふことは非常な成長であると言つておるにもかかわらず、今度はあなたのほうから、全通は暴力団であるが、反動管理者といわれるくらいに管理にならなければいかぬとか、そういう表現を使われるといふことは、明らかに矛盾しておると思ふのですがね。

そこで私は——大臣は読んでおられないといふのだから、あなたに聞くわけにいかぬのだが、一体、だれがこの文書を起草したのか。おそらくそれは人事部長の責任だろふと思ふのですが、この機会に人事部長に聞きたいと思ふのだが、こゝろが書いてあるのですよ。これからの管理者は労働組合に反動管理者といわれるくらいに管理にならなければならぬ、こゝろいつておるのですが、その反動管理者といふものの定義を教えてください。

○説明員(長田裕二君) 局にもよりますが、私どものほうの目から見まして、少し職場の秩序などが混乱しておるといふ局で、局の管理者が、その乱れておる職場秩序を正そうといふことで、いろいろ出たりする際に、あまり深い考えもなしに、組合のほうからそういうのは反動とか何とかいわれたりして、非常にびくびくして、当然やるべきことも何か億してやらなくなる、そういうような傾向などが見られましたので、そういう場合に出る反動といふ言葉に、そぐよくびくびくして、正しく当然やるべき事柄をおろそかにしてはならぬと、そういう趣旨で書いたわけでございますけれども、先ほど申しましたように、表現が適切でないというやうなことも考えられますので、これは今後、そういうような趣旨をさらに書かすか書かないかも、まだ未定でございますが、書くとしたら、もっと適切な表現で書いて参りたいといふふうに考えております。

○国務大臣(迫水久常君) この「新しい管理者」といふものは、私はひとつまいじめに取り上げて、もう一べんリバイズド・エディションを作つてもらいたいと念願しております。

といふことは、これが書かれたときには、これは私の想像ですけれども、郵便局の職場には、組合員はあつても従業員があつてはならないといふような指導理念が、組合のほうに一時あつたのじゃないかと思ふのです。それに對立するやうな歴史的な過去の歴史の時期ですね、そういうやうな時期において書かれたものであつて、したがつて、それに対応するやうな言葉といふものが随時出てくるのじゃないかなあという印象を私は実は持つています。ですから、郵便局の中には、組合員だけがいるのであつて、従業員があつてはならないのだといふもの考え方をかりに組合員がしているとする、それはなかなか大へんな問題だと、私は正常化の問題からはほど遠いのじゃないかと思つておるのですが、そこをどうするか、そういうやうな点が逐次改善されつづつありますから、したがつて「新しい管理者」といふ、このテキスト・ブックのリバイズド・エディションを至急に作り上げなければ……、少なくとも三十七年度の管理者教育には間に合わせるやうにひとつやりたといふ、こゝろ思つております。

○野上元君 その点は私も聞いて、非常に多とするのですが、今、一つの例をとりましたが、反動管理者と言われざるの管理者にならなければならぬ、こゝろいふに指導すれば、もう何をやつてもいいのだ、とにかく労働組合と對決すればいいのだ、一切労働組合の言うことを聞かないで、戦はば戦うほどお前は出世するのだぞと、こゝろいふことを言つておるのと同じです。だから、先ほど永岡さんからお話が出たように、われわれが現場に行つても、課長連中はあいさつもしませんが、あれは労働組合から派遣された職員だから、あんなに物を言う者は反動管理者じゃないのだ、黙つておれと、あんなものにあいさつしてはいかぬ、あいさつしようと出世がおくれるぞと、こゝろいふことです。そういうふうになんだん解釈するのですよ、こゝろいふ文書を流せば。

だから、そのことはあなたは適當でなかつたと言ひのだから、それはそれでいいとして、さらにまたその中に、これは大臣も聞いておいてもらいたいんだが、こゝろいふことが書いてあるのだな、「これまでの労使間の慣行や確認は、所屬長の権限をこえた私的慣行だから無効である。こゝろ書いてあるのですよ、もしも、これが強制されてやられたといふならば、それは局長には責任はないかもしれないが、不可抗力だから。しかし現実には、現場の局長が進んでこゝろいふ慣行を結んだとするならば、明らかにこの局長が処分されるべきです。組合員を処分するのは組合がやればいいので、あなたのほうが出過ぎた管理者は、あなたのほうで処分しなければならぬ。それを現場では、それでも長年円満にやつておるのに、今回本部のほうから何も言わずに、本省のほうからばつと、締結された一つの慣行は無効である、こゝろいふものは、私的契約であると、こゝろいふふりに言はれては、これは組合だつておこりますよ。私がやつておつても文句を言います。あなたが別の立場でやられても、これは文句を言うと思ひますよ。そういう指導の仕方が非常によくない。さらにまた、全通を暴力団なんて書いてある。こんなことを書けば、目には目、齒には齒で、これは繰返しです。これは大臣の意思とは全く反對の文書だと思ふのです。だから、こゝろいふ文書は、これは労使慣行の正常化にとつては、基本的な文書です。それを大臣にも見せないで流す、また大臣は、それを見ないといふのは、これは大臣の怠慢ですよ、私に言わせれば。ぜひこの機会に明らかにしていただきたいのだが、こゝろいふ文

書がある限り、彼らは對決してきまずよ。これは當然ですよ、血の気の多い連中なんだから。この文書をすぐ引き揚げて、適當な文書に直すように、私は強く要請しますが、大臣その点どうですか。

○国務大臣(迫水久常君) まあこれができるまでは、私はまだ大臣じゃなかつたのですけれども……私が行ったときには、もう教育がどんどん進行しておつた最中ですけれども、まあ、ただいま申し上げましたように、昭和三十一年度の管理者教育については、新しいリバイズド・エディションでやるように人事部長にも言いましたから、実行すると思ひます。

○野上元君 まあ、これははつきりしたいのだけれども、それまでは悪法でも、そのまゝほうつておくのですか。

○説明員(長田裕二君) 管理者訓練は、もう三十六年度の方は、大体済んでおまして、三十七年度、どういふふうになつていくかといふことを目下検討中でございます。

なお、ただいまの御指摘の点は、先ほど私申しましたように、表現が適切でなかつた面がございまして、それはもう実は、組合との団体交渉あるいは会見などの際にも、私どもから適切でないといふことも、組合側にも申し上げておきますし、機会を待つて、表現は適切なものに變更するつもりでございます。

なお、非常にこの中の表現が不適切な点を二、三御指摘になりましたために、この新しい管理者というテキスト全体が非常に組合に挑戦的なやうな印象を、この場で生み出したわけでご

す。

して、勧告しておきます。その点は、肝に銘じておいてもらって、綱を転じ

の充実が必要であるから、(一)有線放送電話業務許可の再延長が円滑に行な

地域住民としては納得できないことであつて、行田局から四キロないし八

請願者 熊本県議会議長 平川 千吉

律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十七條第一項中「百円以上一万二千円以下」を「百円以上三万円以下」に改める。

第五十四條中「三千元」を削り、「三万円又は五万円」を「五万円又は十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に預入した定期郵便貯金又は定期郵便貯金で預入金額が三万円又は三万円のものの預入金額については、なお従前の例による。

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易保険郵便年金福祉事業団法案

簡易保険郵便年金福祉事業団法案

簡易保険郵便年金福祉事業団法案

目次

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 役員及び職員（第八条～第十八条）

第三章 業務（第十九条～第二十条）

第四章 財務及び会計（第二十一条～第三十条）

第五章 監督（第三十一条～第三十二条）

第六章 雑則（第三十三条～第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条～第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 簡易保険郵便年金福祉事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことを目的とする。

（法人格）

第二条 簡易保険郵便年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 事業団の資本金は、四億三千八百万円と附則第六條第一項の規定により政府から出資があつたものとされる額との合計額とし、政府がその全額を出資する。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（登記）
第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 事業団でない者は、簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）
第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）
第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）
第十条 理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。

2 理事は、理事長が郵政大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第十一条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格条項）

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）
第十三条 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると認めるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼任禁止）
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）
第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）
第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）
第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）
第十八条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十八条第一項及び郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第四十二条第一項に規定する施設のうち、老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するとき、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十五条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一号の業務のうち同号に規定する施設の運営に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十七条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他の郵政大臣の指定する有価証券の取得
- 二 郵便貯金又は銀行その他の郵政大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十八条 事業団は、郵政省令で定める財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、郵政省令で定める場合を除き、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十九条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(郵政省令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十一条 事業団は、郵政大臣が監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十二条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して報告を求め、又はその職員に事業団の事務その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(連絡等)

第三十三条 事業団は、簡易生命保険又は郵便年金の加入者の意見が業務の運営に反映できるよう、その業務の運営に關し、随時当該加入者の利益を代表すると認められる者の意見を聞く等適切な措置をとるものとする。

2 事業団は、その業務の運営については、郵便局と密接に連絡するものとする。

3 郵便局は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十条第一項、第二十二條、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十八條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十条第二項、第二十八條又は第三十条の規定により郵政省令を定めようとするとき。
- 三 第二十三条第一項又は第二十九條の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第二十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十六条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十七条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団は役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十一條第二項の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第三十九條 第六條の規定に違反して簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条及び附則第十三条の規定は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 郵政大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法

律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 郵政大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利及び義務の承継)

第五条 事業団の成立の際、簡易生命保険法第六十八條第一項及び郵便年金法第四十二條第一項に規定する施設のうち政令で定めるものの設置及び運営に關し、現に国が有する権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて、事業団が承継する。

(設立に際しての出資)

第六条 前条の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際その承継される権利に係る郵政事業特別会計に属する土地、建物、船舶、物

品その他の財産であつて政令で定めるものの価額の合計額に相當する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

2 前項の規定による出資の目的とされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(土地等をその目的とする出資)

第七条 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、第四條第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、郵政事業特別会計又は簡易生命保険及郵便年金特別会計に属する土地、建物その他土地の定着物、船舶又は物品を出資の目的として、事業団に追加して出資することが出来る。

2 前項の規定により出資の目的とする同項の財産の価額は、その出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 第四條第三項の規定は、第一項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

4 前条第三項の規定は、第二項の評価委員その他同項の規定による評価について準用する。

(非課税)

第八条 附則第六條第一項又は前条第一項の規定により政府から出資されたものとされ、又は出資される場合における当該出資の目的とする財産の当該出資に係る移転に

伴する登記若しくは登録又は当該出資の目的とする不動産若しくは船舶の当該出資に係る取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(簡易生命保険法の一部改正)

第十二條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 被保険者の保健施設(第六十八條)」を「第四章 加入者福祉施設(第六十八條)」に改める。

第四章 次のように改める。

第四條 加入者福祉施設

(加入者福祉施設)

第六十八條 郵政大臣は、保険契約者、被保険者及び保険金受取人(以下「加入者」という。)の福祉を

増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

4 郵政大臣は、第一項の施設のうち、簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第 号)第十九條第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(郵便年金法の一部改正)

第十三條 郵便年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 年金受取人等の福祉施設(第四十二條)」を「第四章 加入者福祉施設(第四十二條)」に改める。

第四章 次のように改める。

第四條 加入者福祉施設

(加入者福祉施設)

第四十二條 郵政大臣は、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人及び返還金受取人(以下「加入者」という。)の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合に

は、加入者以外の者に利用させることができる。

3 第一項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

4 郵政大臣は、第一項の施設のうち、簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第 号）第十九条第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行なわせるものとする。

（簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正）

第十四条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保健施設委託費」を「簡易保険郵便年金福祉事業団へ出資金及交付金」に改める。

第四条中「返還金其ノ他ノ諸費及」を「返還金、簡易保険郵便年金福祉事業団へ出資金及交付金其ノ他ノ諸費並ニ」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条 簡易保険郵便年金福祉事業団法附則第七條第一項ノ規定ニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ニ属スル土地等ヲ出資ノ目的ト為シタルトキハ当該出資ニ因ル権利ハ当該各勘定ノ所属トス

第十七条 簡易保険郵便年金福祉事業団法附則第六條第一項又ハ附則第七條第一項ノ規定ニ依リ

第十一部 通信委員会会議録第二号 昭和三十七年二月六日【参議院】

郵政事業特別会計ニ属スル資産ガ簡易保険郵便年金福祉事業団ニ対シ出資セラレタルモノト為サレ又ハ出資ノ目的ト為サレタルトキハ当該出資ハ政令ヲ以テ定ムルトコロニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ヨリ為サレタルモノト看做シ当該出資ニ因ル権利ハ之ヲ本会計ニ帰属セシメ夫々当該各勘定ノ所属トス

中「雇用促進事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十七条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ六 簡易保険郵便年金福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十八条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の十を次のように改める。

四の十 年金福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団

（法人税法の一部改正）

第十九条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

十四 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第 号）第十九条第一号に規定する診療施設において直接その用に供する不動産

第二十 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法第十九条第一号に規定する診療施設において直接その用に供する固定資産

（行政管理局設置法の一部改正）

第二十一條 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

第二十二條 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十号を次のように改める。

二十 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設を設けること。

第四條第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 法令の定めるところに従い、簡易保険郵便年金福祉事業団を監督すること。

第十條第二十号を次のように改める。

二十 保険年金の加入者福祉施設を設けること。

第十條第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 簡易保険郵便年金福祉事業団を監督すること。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十三條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項本文中「年金福祉事業団」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団」を加える。

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願（第六九二号）（第七五六号）（第七六三号）（第七六八号）（第七六九号）（第七七〇号）（第七七一号）（第七七二号）（第七七三号）（第七七四号）（第七七五号）（第七七六号）（第七七七号）（第七七八号）（第七七九号）（第七八〇号）（第七八一号）（第七八二号）（第七八三号）（第七八四号）（第七八五号）（第七八六号）（第七八七号）（第七八八号）（第七八九号）

第六九二号 昭和三十一年一月十七日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願(二通) 請願者 新潟県東頸城郡安塚町 板尾 丸田保外十八名 紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、郵便年金が加入者の利益を増進するため、その資金運用の範圍を擴大するとともに余剰金直接運用等完全なる運用権の確立を図られたいとの請願。	請願者 新潟県佐渡郡相川町畑野 渡辺徳治外一名 紹介議員 千葉 信君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡羽茂町大字羽茂本郷 風間誠作 外十三名 紹介議員 岡 三郎君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。 第七七六号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県西津市夷 柴田 正一郎外九名 紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	請願者 新潟県佐渡郡相川町大字北田野浦一、四九八 若林サキ 紹介議員 光村 甚助君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。
第七五六号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願(二通) 請願者 香川県高松市高松郵便局内 笹橋勝次外八十七名 紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七〇号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡相川町小田 菊池盛男 篠 夫君 紹介議員 椿 繁夫君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七三号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡相川町大字姫津 今井茂三郎外十三名 紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七七号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県西津市大字水津 小杉富三郎外四名 紹介議員 米田 敷君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七八一号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡真野町大字新町 島倉幸太郎 紹介議員 豊瀬 慎一君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。
第七六三号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願(二通) 請願者 新潟県東頸城郡安塚町 安塚 石田重一外十八名 紹介議員 佐藤 芳男君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七一号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡相川町大字大倉 梶原健次 安田 敏雄君 紹介議員 安田 敏雄君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七五号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡真野町大字新町 今井滋二外十二名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七九号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡羽茂町畑野 秋山 長造君 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七八二号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡新穂村大字北方五四七 渡部茂 外二十一名 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。
第七六八号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県東頸城郡安塚町 安塚 石田重一外十八名 紹介議員 佐藤 芳男君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七二号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡相川町大字大倉 梶原健次 安田 敏雄君 紹介議員 安田 敏雄君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七四号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡相川町竹林正一外十三名 紹介議員 戸叶 武君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七七八号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡羽茂町畑野 茂町婦人会内 日下ヤエ 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。	第七八〇号 昭和三十一年一月十九日受理 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡相川町小田 梶井テイ 紹介議員 中村 順造君 この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

竹シゲ
大森 創造君

一、有線放送、電話業務用設備相互間接続に関する諸願(第八〇七号)

簡易生命保険及び郵便年金加入者の利益を増進するため、その資金運用の範

簡易生命保險、郵便年金資金の運用範圍擴大等に関する請願（二通）

外七名
羽生 三七君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八六五号 昭和三十七年一月二十四日受理

簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍拡大等に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村大字横越 横山七郎外三名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第八八八号 昭和三十七年一月二十四日受理

簡易生命保険、郵便年金資金の運用範圍拡大等に関する請願(四通)

請願者 北海道白糠郡音別町尺別炭山 佐藤藤太郎外十五名

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。